

シリーズ② 子どもの現実から出発した教育を

特別支援学級の歴史の授業

やった！歴史がある

次の週の学習予定表を見て、「やった！歴史がある。」と喜ぶAくん。

5年生の時に隣の教室で6年生が歴史の学習をしているのを垣間見て、「6年生になったら・・・。」と、楽しみにしていたようだ。

いよいよ6年生になり、毎週楽しみにしてくれている。

でも、現実には、「古墳って何だと思う？」と写真を見せて尋ねると、「わかんない。」

ワークシートを配ると、大あくび。小学校の低学年くらいの読み書きの力がやっとのAくんには、難しいことが多い。

知的障害の固定学級の教育課程で理科や社会を取るようになった学級が増えている。

特に多摩地区では多くの学級でいろいろな実践が行われ

ている。でも、6年生の社会で歴史を実践している例は多くない。

歴史を昔のこととして説明しても、支援学級の子どもの目の目は点になるだけなので、「自分だったらどうする？」と考えたり、具体的に体験する活動を多く取り入れたりするようしてきた。

例えば、縄文時代の狩猟中心の生活よりも米を作るようになった弥生時代の方が生活が安定することは、自分に置き換えて想像しやすい。

戦国時代の天下統一はシュミレーションゲームにして体験させることができる。

秋にはマテバシイを拾って炒って食べ、縄文人の体験をする・・・など。

子どもたちにわかりやすいように「縄文時代は食べ物を取っていた」「弥生時代は米

作り」「奈良時代は大仏」と内容を絞ることが正しいのか、自作のワークシートの内容は正しいか、悩みは尽きない。でも、「6年生だから」という子どもの年齢相応の学習へのあこがれは大事にしたい。国語や算数では弟に抜かされ

ても、「『6年生にならないと歴史は教わらないから』と弟に教えて、お姉さんらしさを發揮しています。」というあるお母さんの連絡帳に励まされ、もっと楽しい歴史の授業を工夫したい。(支部障害児学級部 渡辺義子)

過労死ラインを突破する

半数が過労死ライン

教職員の勤務時間は、1日で7時間45分です。これを超えて校長が、超過勤務を命じることは出来るのは、都の条例で次の4項目に限られています。

- ①生徒の実習に関する業務
- ②学校行事に関する業務
- ③緊急の職員会議
- ④非常災害時の児童・生徒の人命に関わる場合。

教職員には「教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)で、「教職員調整額」が支給されています。

果でした。

「月80時間の超過勤務」が厚労省の定める「過労死ライン」です。半数近くが過労死の危険の中で働き、実際に過労死が各地で起きています。

勤務時間の適正把握

2006年に労働安全衛生法(労安法)が改正され、全ての事業所(50人未満の学校も含む)の長時間労働者には「医師による面接指導」実施が義務付けられました。

文科省は、職場環境の改善の通知を出しています。その中で、校長に勤務時間の適正な把握のための具体措置を講じることを求めています。

管理職の責任で出勤時間の確認・記録は、命と健康を守り無制限の超過勤務の歯止めとして必要です。地区協会は、市教委と交渉をしています。

